

庄パークヒルズ管理組合会計規程

(総則)

第1条 庄新町町内会規約（以下「規約」という。）第36条第2項に定める会計は、この規程による。

(会計・経理)

第2条 会計は、庄パークヒルズ管理組合（以下「管理組合」という。）として会計役員を配置して、会計経理を処理する。

2 会計役員は、会計経理の決算及び財産目録を総会に報告する。

(下水道施設等、維持管理費用の徴収)

第3条 規約第28条に定める会費のほか、下水道施設等、維持管理費用の金額は、一世帯月額3,000円とする。

2 空き家を所有している世帯で、水道及び電気のいずれも止めないで時々帰宅する場合は、その頻度に関わらず月額1,500円とする。

3 空き家を所有している世帯で、水道及び電気のいずれかを止めている場合は免除とする。

(徴収方法)

第4条 前条第1項及び第2項の徴収は、次のとおりとする。

2 規約第8条第3号に定める区長又は副区長は、当該区の所属世帯より徴収し、会計役員に納入するものとする。ただし、区長は班長等に徴収業務を依頼することができる。

ア 管理費は、会計年度内において数か月分又は、全納することができる。

イ 管理費は、原則として毎月20日から月末までに管理組合（町内公民館内）へ、納入することとする。

3 前項に係わらず、金融機関において自動送金をすることができる。ただし、自動送金を希望する組合員は、管理組合に「定時自動送金依頼書（写し）」を提出しなければならない。

(除草の管理)

第5条 空き地及び空き家で放置している除草は、近隣の住民が町内会と連携し、所有者に対し除草を要求する。ただし、当該所有者より除草の依頼があれば、1区画1回あたり3万円で除草を代行することができる。

2 前項の3万円を超える場合は、管理組合費より支出することができる。ただし、金額については役員会に諮り承認を得なければならない。

(会費の払い戻し)

第6条 会員が退会する時は、翌月分から払い戻しするものとする。

(資金の保管)

第7条 現金の保管は最小限とし、その他は金融機関に預金保管とする。

(補修の計画・立案)

第8条 管理組合長は、次年度の補修や建設案件を整理のうえ、実行計画を策定し総会にて報告承認を得なければならない。ただし、突発の事項に関してはこの限りでない。

(経費の支出)

第9条 経費の支出は、管理組合長の申請により役員会及び総会で承認された項目について、支出するものとする。

2 前項に該当なく、緊急を要し役員会で承認する時間のない時は、管理組合長より会長及び副会長へ申し入れ、協議決定のうえ速やかに役員会へ報告することとする。

(解散)

第10条 管理組合並びに会計は、公共下水道への接続及び関連施設の処理が完了したときに解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第11条 解散のときに有する残余財産は、次の各号により処分する。

(1) 管理組合費は、全組合員に対し返金する。ただし、返金額については、別に定める。

(2) 管理費を滞納している場合は、別途役員会において協議する。

附 則

1 この規約は、2020年4月1日から施行する。

2 この規約の施行と同時に、旧庄パークヒルズ住宅地共用施設管理規定は廃止する。

附 則

この規約は、2023年4月1日から施行する。